

平成28年10月5日

渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

渋川市農業委員会
会長 山本彰一郎

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を見直し、下記のとおり定める。

なお、この指針は進行管理等を通して必要に応じて、随時、見直しを行う。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
(平成26年3月)	4,080 ha	135.0 ha	3.3%
目 標	3,911 ha	91.9 ha	2.3%
(令和4年3月)			
現 状	3,820 ha	147.0 ha	3.8%
(令和4年3月)			
3年後目標	3,670 ha	61.4 ha	1.6%
(令和7年3月)			

【目標設定の考え方】

平成28年度の指針策定時、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン(2014)」等に示された「今後10年間で管内の遊休農地「ゼロ」にする目標に合わせ、平成28年度に遊休農地面積「ゼロ」を将来の達成目標値に見据えた計画とし、回帰式による目標数値として、その達成に向けて活動してきたが、令和4年3月において目標値には届かなかった。

今後の活動目標として、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。)で示された、「既存の遊休農地を5年間で解消する」目標設定に合わせ、第1号遊休農地の緑区分の面積141haを令和8年度までに「ゼロ」となること、また、黄区分の面積6haを3年ごとに1ha減となることとし、3年後に現状の遊休農地面積より85.6ha減となる61.4haを目標設定とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロール(利用状況調査)と利用意向調査の実施について

農地利用最適化推進委員の担当地区の農家との意思疎通を図るとともに、農業委員と連携した農地パトロール(利用状況調査)及び利用意向調査を実施する。

その結果に基づき遊休農地の所有者等に農地の適正管理に対する指導や遊休農地の活用に向けた相談活動等を行い、遊休農地の解消と再発防止に努める。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けについて誘導を図るとともに、地域全体で農地の環境保全を行う体制の構築を推進し、担い手への農地利用集積を促進し、遊休農地の解消と発生防止に努める。

③非農地判断について

森林の様相を呈しているなど再生利用が困難な農地については、非農地判断を実施し、適正な農地の確定・把握を推進する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
(平成26年3月)	4,080 ha	960 ha	23.5%
目 標 (令和4年3月)	3,911 ha	937 ha	24.0%
現 状 (令和4年3月)	3,820 ha	813 ha	21.3%
3年後目標 (令和7年3月)	3,670 ha	1,328 ha	36.2%

【目標設定の考え方】

平成28年度の指針策定時、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン(2014)」等に示された「今後10年間で全農地面積の8割を担い手へ利用集積」の目標に合わせ、令和5年の目標値64%達成に向けて、回帰式による目標値を将来の達成目標値と見据え活動してきたが、令和4年3月において目標値には届かなかった。

今後の活動目標として、群馬県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和3年4月)」に示された「令和12年までに66%」の目標に合わせ、3年後に現状の利用集積面積より515ha増となる36.2%を目標設定とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

①「人・農地プラン」に対する参画について

農業委員会として、地域ごとに人と農地の課題解消のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」に対し、積極的に参画し取り組んでいく。

②「農地中間管理機構」等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)期間満了を迎える利用権

設定の農地について情報収集を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向に基づく農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。更に、農地利用の状況を調査し、新規利用権の設定に努める。

また、中山間地域等で農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、農地中間管理機構による基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れや定年就農者の育成を推進するなど、地域に適した取り組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
3年後目標 (令和7年3月)	5 経営体

【目標設定の考え方】

令和元年から令和3年度の新規参入者数の平均は、年1.3経営体(年間最多数は2経営体)であった。活動目標として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期3年間を目途として、3年後(令和7年3月末)までに5経営体の新規参入を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

①新規就農者への支援について

農業委員及び農地利用最適化推進委員が有する地域のネットワークを基に、就農希望者や法人等の情報を収集し、初期段階から県の農業指導センターや市と連携しながら相談を受ける。その中で青年就農給付金、農地の借り入れ等の就農条件の整備に向けた支援を農業委員及び農地利用最適化推進委員が協力しながら対応する。

②関係機関との連携について

県、市、農協、農業指導センター等の関係機関・団体と連携しつつ、地域の先駆者・熟達した農業者の指導・協力を得て参入後の営農定着に向けたフォローアップ体制を構築する。

③新規就農者の推進について

農家の後継者となり得る若年世代や定年後の就農者などを積極的に掘り起こすとともに、近隣市町村と連携して法人や農家を育成し中核的な経営体の確保に努める。

附 則

この指針は、令和元年8月6日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年6月7日に施行し、令和4年4月1日から適用する。